

議案第32号

備前市斎場設置条例の制定について

備前市斎場設置条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市斎場設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定による火葬を行うための備前市斎場(以下「斎場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
備前斎場	備前市伊部1218番地
日生斎場	備前市日生町日生1814番地4

(使用時間及び休業日)

第3条 斎場の使用時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 斎場の休業日は、1月1日から1月3日までとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する使用時間又は休業日を臨時に変更することができる。

(使用の許可)

第4条 斎場を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受

けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、管理上支障があるときその他斎場の使用が不適當であると認めるときは、前条の許可をしない。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は斎場の使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(2) 使用の目的に反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。

(5) 許可に付された条件に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を当該許可の際に前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認める者

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、市長が特別の事由があると認める場合のほか返還しない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、使用に際し自己の責めに帰すべき理由により斎場の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示によりこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(備前市葬儀条例及び日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例の廃止)

2 備前市葬儀条例(昭和46年備前市条例第57号)及び日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例(昭和62年日生町条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の備前市葬儀条例又は日生町営斎場及び葬祭事業に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第7条関係)

区分		市内	市外
火葬の執行	12歳以上の者	12,000円	45,000円
	12歳未満の者	10,000円	30,000円
	死産児(妊娠4箇月以上の死胎を含む。)、死体の一部	7,000円	22,500円
手術肢体、胎盤及び産汚物類の焼却		3,300円	11,000円
霊安室の貸与	24時間以内	無料	5,500円
	24時間を超える場合は1時間増すごとに	無料	250円

備考

- 1 「市内」とは、使用許可の申請を行う者が現に市の住民基本台帳に記録されている場合又は死亡者が死亡時に市の住民基本台帳に記録されていた場合(行旅中又は身元不明で埋葬又は火葬をする者がいない場合を含む。)をいい、死産児についてはその母が、手術肢体等については本人がそれぞれ市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 2 「市外」とは、1に掲げる場合以外のものをいう。